

2013年7月8日

= NO. 1308 =

**県教委、6%（大卒経験8年以上）、4%（8年未満）の賃下げ提案**

県教育委員会は、7月8日（月）高教組に対し、「教職員の賃金を月例給6%（職務加算、大卒経験8年以上）、それ以外4%の削減（管理職は8%削減）を13年9月1日から、14年3月31日までの間実施すると提案してきました。（下表）その理由として、教育長は「県民の生命、財産を守るため、地震津波対策、防災対策の財源とする」「県財政が厳しい状況にあり、アクションプランを実施するのに今後10年間で4200億円必要、単年度で400億円、今年度はそのうち不足分の70億円を人件費の削減で充てたい」「交付金、国庫負担金が削減されるなか、苦渋の選択」と述べました。

そもそも今回の削減提案は、国家公務員の賃下げに端を発したものであり、労働基本権制約の代償機関を無視する憲法違反の疑いがあります。また当初知事が、「国は国、地方は地方」「給与が下がると消費が落ち込

む」と発言していたように、地方公務員の賃下げには大義も道理も理由もありません。

6～4%削減は、教職員の生活に重大な影響を与えます。連年にわたる賃下げ、退職金の大幅なカットの強行など、教職員の生活不安が増大しているなか、さらに月額2万円以上の削減はまさに生活破壊をもたらします。

**到底受け入れられない撤回を求める**

交渉には全県から18名が参加、提案がなされると、怒りの声が上がりました。

20分の提案、交渉では決着などつきません。撤回と再提案を求め、一回目の交渉を終了しました。理不尽で、大幅な賃下げを許すわけにはいきません。

引き続き、全教職員署名に取り組み、撤回を強く求めましょう。

**次回交渉 7月11日（木）14時40分**

**1 対象となる給与等**

(1) 削減するもの	ア 給料月額（給料の調整額、教職調整額は除く。） イ 管理職手当
(2) 削減しないもの	期末手当及び勤勉手当ほか上記以外の手当（地域手当など給料月額を算出の基礎とするものは削減前の給料月額により算出）

**2 給料月額の削減****(1) 教育職（再任用職員を含む）**

職位（等職）	職務の級	補職等	職務加算	削減率
1・2	4・3	校長、副校長、教頭	あり	8%
3	2	主幹教諭（小中）、教諭・養護教諭等	あり（大卒経験8年以上）	6%
			なし	4%
4	1	実習助手等、臨時講師	あり・なし共	4%

**(2) 行政職・医療職（再任用職員を含む）**

職位（等職）	補職等	職務加算	削減率	
2・3	事務長	本庁の課長・参事相当	あり	8%
		上記以外	あり	6%
3・4	主任級以上（主幹・主査・主任、主任技能員等）	あり	6%	
5	主事・栄養士・技能員等	なし	4%	

**3 管理職手当の削減 職位区分に関係なく一律10%の率で削減****4 削減の期間 平成25年9月1日から平成26年3月31日まで**